

入札における入札参加者が1者の場合の取扱い

適正な競争確保を図るため、建設工事の入札における入札参加者が1者のみの場合の取扱いについては、次のとおりとする。

- 1 町が発注する建設工事の入札において、入札参加者が1者のみの場合は、原則として、当該入札を無効として取りやめるものとする。
- 2 入札の公告及び指名通知書には、入札参加者が1者のみの場合は入札を取りやめる旨を明示する。
- 3 入札参加者が1者のみの場合とは、以下に該当する場合とする。
 - (1) 電子入札における入札書提出締め切り時において、入札参加者が1者のみであった場合。
 - (2) 会場における入札において、入札執行前に入札参加者が入札会場に1者しかいなかった場合。
- 4 最低制限価格により失格となった入札者及び予定価格超過により失格となった入札者については、入札参加者として取り扱う。
- 5 入札を取りやめた案件を再度行った場合に、入札参加者が再度1者になった場合は、当該入札を有効として取り扱う。
- 6 災害復旧工事等による緊急性が高い工事、建設コンサルタント業務及び物品、役務の入札については、入札参加者が1者のみの場合であっても、当該入札は有効として取り扱う。
- 7 適用は令和7年4月1日以後に公告又は指名通知する入札から適用する。